

令和4年勝浦町マラソン議会（2月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和4年2月10日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 2月10日 午前9時31分 議長 美馬友子

散会 2月10日 午前10時47分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 瀬戸直一 10番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	税務課長	藤井小百合
住民課長	後藤信之	福祉課長	木村美枝

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 議案第1号 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）について

日程第5 報告第1号 専決処分の報告及びその承認について
令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）について

日程第6 徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

日程第7 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（美馬友子君） まだまだ寒い日が続きますが、沿道におひな様が飾りつけられたら、やっと春が来たかなあっている感じが、近づいてきたかなあっている感じがしております。名札は好評につき、本日から議員も名札をつけさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和4年勝浦町マラソン議会2月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1、諸般の報告を議題といたします。

12月12日と1月5日に開催された第68回徳島駅伝勝浦郡選手団結団式及び解団式に、私が出席いたしました。

1月2日、勝浦町農村環境改善センターで開催されました令和4年勝浦町成人式に、私が出席いたしました。

1月9日、勝浦中学校グラウンドで開催されました令和4年勝浦町消防出初め式に、議員全員が出席いたしました。

監査委員から、例月出納検査の結果がお手元へ配付のとおり提出されておりますので、ご報告しておきます。

法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほかお手元に配付の出席要求書のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和4年勝浦町マラソン議会2月会議における会議録署名議員は、3番瀬戸議員、10番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

国清議会運営委員長。

○議会運営委員長（国清一治君） 議会運営委員会から報告いたします。

2月3日に議会運営委員会を開催し、2月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしました。ご協力よろしくお願ひいたします。

○議長（美馬友子君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第4、議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）について及び日程第5、報告第1号、専決処分の報告及びその承認についてを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

2月5日付で町長に就任されました野上町長に挨拶並びに議案第1号と報告第1号の趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 改めましておはようございます。

令和4年初めての勝浦町マラソン議会2月会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして深く感謝いたします。

私ごとではありますが、今議長からも紹介がありましたように、1月23日執行の勝浦町長選挙におきまして無投票当選することができました。議員各位のご支援もあり、1期4年間に取り組んできた勝浦町のまちづくりについて町民からご信任をいただいたものと思っておりますが、無投票という結果には計り知れない重責を担うことと思っております。2期目4年間では、誰もが幸せを感じられる町勝浦を目指して一心不乱に努めてまいる所存ですので、引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

昨年はコロナ感染症のため開催できなかった成人式、徳島駅伝、消防出初め式などの行事が、令和4年新春からコロナ対策に留意しつつ開催することができ、幸先のよ

い年明けとなったと思っておりましたが、本町でも1月下旬からコロナウイルス感染者が徐々に増加し、現在では30人余りの感染となりました。中学校、小学校の休校もあり、町民の皆様には大変ご不安な思いをおかけいたしました。このようなことから、2月5日から勝浦病院で3回目のワクチン接種を開始いたしておりますが、併せて開催することとしておりました新病院の見学会を町内の感染状況が落ち着くまで中止することとなっております。これから春にかけてイベント開催が待ち遠しい勝浦町にとっては非常に心配ではありますが、町民の皆様にワクチンでの予防効果を期待しつつ、安心して日常生活ができるよう、予防接種へのご協力、ご理解をお願いしてまいりたいと思っております。

それでは、本議会に上程いたしております議案につきましてご説明申し上げます。

議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,208万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億9,674万5,000円とするものであります。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告及びその承認についてであります。

令和3年度勝浦町一般会計補正予算外（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和3年12月16日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

小休します。

午前9時45分 休憩

午前9時49分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

続いて、関係各課長から全体説明と詳細説明を求めます。

まず、議案第1号と報告第1号の全体説明について、中瀬総務防災課長よりお願いいたします。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 皆さん、改めましておはようございます。

私のほうから、まずそしたら議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）、また報告第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）につきまして、予算全体の説明をさせていただきます。

まず、補正予算（第9号）でございます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金9,127万6,000円の補正額でございます。

続きまして、15款県支出金、2項県補助金80万9,000円でございます。

歳入合計9,208万5,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費9,208万5,000円の補正でございます。

歳入歳出それぞれ総額といたしまして48億9,674万5,000円とさせていただいております。

続きまして、報告第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第8号）でございます。

こちらのほうにつきましても、第1表歳入歳出予算補正でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金3,040万円の補正でございます。

歳出のほうでございます。

3款民生費、2項児童福祉費3,040万円の補正でございます。

歳入歳出それぞれ補正後の額でございますが、48億466万円とさせていただいております。

以上、補正予算（第8号）、（第9号）の全体説明とさせていただきます。ご審議いただき、原案どおりご同意賜りますようお願い申し上げます。私の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号について、後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 皆さん、おはようございます。

議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算の住民課関係につきましてご説明を申し上げます。

住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業についてでございます。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活、暮らしの支援を行うこととございます。

事業概要は、令和3年12月10日の基準日において、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主、そのほか新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にある世帯の世帯主に対しまして、1世帯につき10万円を支給するものでございます。対象は850世帯を見込んでいます。

支給方法は、対象となる非課税世帯の中で、令和2年度の定額給付金を支給したときと世帯主が同じ世帯の方には、町から案内チラシと確認書を送付いたします。対象者の方は、確認書で世帯全員が住民税非課税であること、さきの定額給付金の金融機関口座に振り込むことなどの確認、チェックをしていただき、町に確認書を返送いただきます。町は確認書を基に、指定されました金融機関口座に給付金を振り込むというものでございます。定額給付金を支給したときとは世帯主が異なる場合などの方の場合は、申請をしていただき、給付金を支給することになります。

事業費は、給付費として10万円掛ける850世帯で8,500万円、人件費として補助をお願いする会計年度任用職員の人件費等220万円、システム改修委託料として203万5,000円、その他として通信用紙などの消耗品費、封筒作成費、郵送料、口座振替手数料など105万3,000円でございます。財源としまして、国の住民税非課税世帯への臨時特別給付金を充当することとしております。

交付の予定スケジュールですが、2月補正予算成立後に、対象者の世帯に確認書をお送りし、支給開始3月上旬を目指してまいります。

住民税会計の一般会計補正予算といたしましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 続いて、議案第1号と報告第1号について、木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） おはようございます。

それでは、議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）について、まず説明をさせていただきます。

事業は、福祉灯油購入費助成事業でございます。

予算科目は、一般会計、3款2項1目社会福祉費でございます。

目的は、原油価格の急激な高騰に伴う緊急対策として、生活に困窮する世帯に灯油

購入費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることでございます。

事業概要でございますが、令和3年度限りの緊急対策として、冬期間における灯油購入費の一部を助成いたします。

助成額は1世帯当たり2,000円、県2分の1、町2分の1となっております。

助成対象は、1、令和4年1月1日時点で町内の住所を有する世帯、2、令和3年度の市町村民税が非課税である世帯、3、生活の本拠が在宅である世帯でございます。

期間につきましては、要綱制定から令和4年3月31日までとなっております。

周知方法でございますが、勝浦町ホームページ、また3月広報に、折り込みチラシで、裏面が申請書となっているものを準備していきたいと考えております。また、社会福祉協議会、民生委員等にもご協力をいただき、周知に努めてまいりたいと考えております。

事業費になりますが、助成額809世帯に2,000円の助成で、161万8,000円となります。その他、切手代6万7,956円、封筒代2万7,500円、チラシ一式3万9,600円、時間外勤務手当4万2,640円を計上させていただいております。助成額につきましては、町が2分の1、事務費等につきましては町が10分の10となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、事業費になります。今回お願いをします補正額は179万7,000円で、財源内訳としましては、国県支出金補正額179万7,000円でございます。特定財源は、徳島県福祉灯油購入費助成事業費補助金2分の1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10でございます。

実施内容としましては、議決いただきましたら、2月、要綱を制定しまして、3月、広報に周知し、交付決定後に支給をいたします。

こちらの説明は以上でございます。

続きまして、報告第1号、専決処分の報告及びその承認について、一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

説明は説明書に沿ってしていきます。

事業は、子育て世帯等臨時特別支援事業になります。

予算科目、一般会計、3款2項1目児童福祉総務費でございます。



目的は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援することです。

事業概要の右側をご覧ください。専決理由になります。国の方針変更を踏まえ、子育ての実情を考慮し、先行給付と併せて現金での合計10万円の一括給付を行いました。国は、当初、専決給付として、ゼロ歳から18歳相当の児童に1人5万円の支給をするということで、勝浦町も令和3年12月会議において補正をお願いしました。その後、国の方針変更となりまして、専決をお願いし、10万円の一括給付を、支給を行ったというものでございます。

事業費になりますが、年内一括給付による増額で、交付金、中学生以下492名、2,460万円、高校生相当116名、580万円でございます。交付金の算定に当たっては、国の算出方法を基に計算をしております。

現在、令和4年2月現在の支給の実績でございます。中学生以下405名については、令和3年12月22日、年内支給をいたしました。高校生世帯97名、公務員42名、新生児1名については、令和4年1月28日に支給をいたしました。また、今月2月中旬頃、18世帯の方に給付を行う予定としております。

次に、事業費になります。補正前3,262万3,000円、補正額3,040万円、補正後6,302万円となります。特定財源は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金（国庫支出金）10分の10となっております。

実施内容でございます。12月22日に、15歳以下の公務員を除く対象者に年内支給を行っております。年明け1月11日に、高校生世帯、公務員の対象者の方に対象通知を発送し、1月28日に支給を行っております。今後支給を予定しております。

報告、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了いたしました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

第一読会です。自席でどうぞ。

節議員。

○8番（節 公一君） ちょっと聞きたいんですが、この事業で……。

○議長（美馬友子君） どの補正の事業。

○8番（笹 公一君） あっ、ごめん、住民課の方にお尋ねしますが、会計年度の任用職員の給料が計上されとんですが、これ何人分を、期間はどのぐらい、どのような方法でされるのか、その内容についてちょっと。

○議長（美馬友子君） 後藤課長。

○住民課長（後藤信之君） 座って言いますか。人数につきましては1人で、期間としましては4年9月いっぱいを予定しております。

○8番（笹 公一君） いつから。

○住民課長（後藤信之君） 2月、この補正が終わりまして、そしたらもう早急にと考えております。内容としましては、申請補助ということにはなるかと思うんですけども、そういうことでございます。

○8番（笹 公一君） 採用をするに当たっては、どういう方法で採用されるんですか。例えば、前だったら、臨時の人が何か申請していただきとって、待って待機する人がおったけど、会計年度になってからは、1回1回何かするというような答弁が前あったと思うんやけど、そこらあたりはまた募集をして、それから決めるということなんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 募集方法につきましては、ちょっとまだそこまでは決められてはいないんですけども、補正成立後に話を詰めてとは思っております。

○8番（笹 公一君） 例えば、ある程度適任者の方が想定されとって、その人をお願いするとかというようなことじゃなくって、また一から募集をしてからっていう形になったらちょっと時間もかかると思うんやけど、そこらあたりはどんなんです。

○住民課長（後藤信之君） ちょっと心当たりの方はいますので、その方と相談して、できるだけ早急に支給ができるような体制を整えてまいりたいと思っております。

○8番（笹 公一君） そこらあたりは問題ない。前一遍これが会計年度任用職員に入れ替わったときにな、会計年度のときは、もうその都度募集じゃなくして年度を決めてします、そのような制度になりますというようなことだったと思うんやけど、そこらあたりは心当たりのあるような人に直接言ってするっていうことで問題はないんですか。

○住民課長（後藤信之君） はい、その点は問題がないかなと思っております。

○8番（笹 公一君） ほんなら、問題ないんですか、それ。ちょっと初めの答弁と違うようになるけど。

○議長（美馬友子君） 小休します。

午前10時07分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） すいません、ちょっと訂正をさせていただきます。

公募によりまして、募集をかけて採用するということでございます。

○8番（笹 公一君） そうやな。そうせんと前しとった答弁が合わんようになってくるけん、はい。

○議長（美馬友子君） はい。

○8番（笹 公一君） その人な、9月までっていう話だったね。多分この仕事量から見たら、早い時期に終わると思うんやな、多分、早く手続せないかんけん。ここで言うたら、5月までに受付終了っていう話やけど、4月から始まったら、もう対象者の人は多分早めに来ると思うんやけど、仕事が終わってからの残りの期間っていうのは雇用をし続ける、それとも仕事の内容が終わったらもう、例えば7月でもうする仕事が無くなったら、後はそれをしないという、そういうことはあるの。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 給付対象者のうちの家計急変世帯の申請の締切りが9月いっぱいとなっておりますので、その方々の対応ということで考えております。

○8番（笹 公一君） そしたら、実務的にな、言うたら例えば仕事がないようなときでも、ずっと来ないかんっていうんがあるんでっていうのは、1年前にプレミアム商品券のときに、国がするとき、商工会のほうで採用してくださいって言われとって、2人雇ったのあるんやけど、初めに仕事はあったんやけど、もうあとの期間は来てもすることがないっていうことになってしもうて、気の毒やな、逆に仕事のがうたらな。ほういうことにはならん、ほかの仕事を手伝うてもろうたりすることはできる。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 申請が終わってからの残務処理といいますか、整理といいますか、そういった作業については想定はございますので、そういったものを中心にお願いすることになるかと思っております。

○8番（笹 公一君） もうそれでいい。有効にその人に仕事をしてもらいたいようなことをしてあげてもらいたいなと思いますので、はい、一旦僕のほうは終わります。

○議長（美馬友子君） ほか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 今のところの事業概要等のところなんですけど、非課税世帯っていうのはすぐ分かると思うんですけど、9月まで受付をするっていったら、感染症の影響を受けて家計が急変した世帯っていうところの内容というか、説明という、どのようなものになるのかっていうんと、850世帯というのを予想しとるっていう、これの根拠をお願いします。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 家計急変世帯の給付ということは、これまでは一定の収入があったんですけども、市町村民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税非課税相当とみなされる場合には、その世帯を支援し、生活、暮らしを支援するという観点から支給を行うものでございます。

したがって、課税者であった方が新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入が減少し、非課税世帯になった場合は対象となりません。家計急変世帯の場合は、対象者の申請に基づき給付を判定することになりますが、令和3年度分住民税が課税されている方、課税されている世帯全員のそれぞれの年収見込額、この年収見込額が住民税非課税水準以下であるかどうかということにつきまして判定をするということでございます。

それと、世帯850世帯でございますが、住民税におきます非課税世帯が809世帯、それと転入が20世帯ということ、あとは家計急変世帯を見込みまして850世帯としております。

以上です。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 家計が急変したちゅうのを証明する何か、もらうような形になるという感じの、収入が急変したちゅうのはすぐに証明がね、うまく言えんけど。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） これは、3年1月以降の任意の1か月の収入の申請をしていただきまして、それを12倍するというような形で年収を算定するというようにしております。

○1番（花房勝一君） あともう一つ。

○議長（美馬友子君） はい。

○1番（花房勝一君） そういったらっと数字で気になったんですけど、809世帯っていうのは、いわゆる非課税世帯が今809世帯あると、次の項目にもあったんですけど、こういうことですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 先ほども申しましたが、基準日が3年12月10日でございますので、その時点の非課税世帯が809ということでございます。

○議長（美馬友子君） ほかにないですか。

今の関連で私から。

判定は住民課が、急変したっていうその収入の現状の申請をもらって。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 収入の早見表っていうのがございますので、それに基づきまして判定をするということにはなります。どこの課がするかまではまだ決定ではないんですけど。

○議長（美馬友子君） 事業内容、具体的な決定してないのに、あんまりそういうの上がってくるのはちょっとおかしいなと思うんですけど。

○住民課長（後藤信之君） 基本は住民課のほうで判断すると考えてます。

○議長（美馬友子君） 今までコロナかほんまの収入減なんかってところの判定が一番難しいと思う。じゃけん、これを、判定を住民課ができるんかどうかっていうところが気になるんですが。

○住民課長（後藤信之君） その判定につきましては、その影響がコロナウイルスによるものかどうかというところかと思うんですけども、その家計急変の収入等を確認するために申請書を出していただくようにはなるんですけど、その中におきまして、コロナの影響により収入減ですよというところの確認欄にチェックをすることによって、自己申告ということにはなるんですけども、確認することになります。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほんじゃけん、判定は自己申告にチェックが入ったたらオーケーってことですか。

はい。

○住民課長（後藤信之君） さらに付け加えまして、虚偽により申請を申請することは不正行為に該当いたしますので、その場合は詐欺罪に問われるというようなことも申請書に明記するというございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 直接予算の話ではないんですけど、この機会に。非課税が809ってことは、大体37%ぐらいやと思うんですけど、この値ってというのは、これ税務課長に聞いたらええんだらうか、多いんですか、それともどんなもんなんですか、勝浦町としては。分からんならもうそれは。

○議長（美馬友子君） 小休させてもらいます。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

補正予算です。

国清議員。

○9番（国清一治君） 基本的なところで聞くんですけど、結局これなんや、書き方が違うけど、均等割非課税と市町村民税非課税っていうのは同じと考えたらいいですね。これは上からこういう表現で来とるけん、両方使い分けしとんですかね。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 国からは、おっしゃるとおり均等割が非課税ということですが、均等割が非課税ということは、町民税が非課税ということと解釈しております。

○9番（国清一治君） だから、なら福祉課のほうは市町村民税が非課税って表現が違うんだけど、ほんなら一緒のもんやな。ほったら、ちょっと基を聞いたら、これ非課税っていうんは収入で、そんなら認定にも係ってくるやん。どれぐらい、基礎控除かっていうことか。ちょっと大ざっぱでええけん、何にもかからんっていう。

○議長（美馬友子君） 税務課長に答えてもらっていいですか。

○9番（国清一治君） 構わん、はい。

○議長（美馬友子君） 藤井税務課長。

○税務課長（藤井小百合君） 均等割の非課税ですが、おひとり世帯の場合には、所得が38万円以下の場合。

○9番（国清一治君） 少ないんやな。

○税務課長（藤井小百合君） 少ない。基礎控除は今43万円ですけども。

○9番（国清一治君） ああ、43万円ですか。

○税務課長（藤井小百合君） はい。

○9番（国清一治君） 38万円。

○税務課長（藤井小百合君） はい。本人と扶養の方がいらっしゃる場合には、82万8,000円。ちょっと人数によって均等割が変わってきますので、限度額が。

○9番（国清一治君） もうええですわ。要は、基礎控除がまだ低いってことやなあ。

○税務課長（藤井小百合君） そうです、はい。

○9番（国清一治君） そしたら、住民課に聞くんやけんど、均等割がかかっとなやけんど、収入がそれに近い家庭の収入っちゅうのを見るっちゅうことやな。それじゃけん、809人が非課税世帯って言うたで、あと残りの41人か、見込んどる数字だろうけんど、これがコロナによって生活が急激に落ちたという認定を、非常に難しいと思うんやけんど、これは。ここの、それじゃけん、税金を配っとなやけんど、収入が何ぼぐらいという目安はないんですか。この前国から示された数字はないんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 具体的な数字につきましては、各市町村でということにはなるかと。大体の概数は出ておりますけども、おっしゃるようにコロナによって受  
民税非課税世帯の下の所得になった場合には、該当になるということでございます。

○9番（国清一治君） そしたらな、ほんならコロナによってということは、自分が  
コロナにかかるととか、濃厚接触者っていうんか、それか例えば営業されとって、  
コロナの影響でお客さんが来ん、どっちの、両方判断するん、それは。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おっしゃられました話ですと、収入がどうなったかとい  
うことになりますので、コロナの影響によって収入が減ったという場合が該当する  
ということでございます。

○9番（国清一治君） ほんじゃけん、自分がかかったとかそんなの関係なしに。

○住民課長（後藤信之君） そうですね、それによって収入が下がるっていう部分  
がないと、かかったということ自体では該当にはならないかと思えます。

○9番（国清一治君） じゃけん、例えば農業は該当にならんっていうことじゃな、  
例えば、営業中で収入が減った。

○住民課長（後藤信之君） 全員がコロナであればということにはなるかとは思  
うんですけども。

○9番（国清一治君） まあけど難しいな。ほれで、これを1か月分出して、ほれを  
12か月するっちゅうんじゃな。

○住民課長（後藤信之君） そうですね。一つの計算方法としてはそういった方法  
が考えられるという。

○9番（国清一治君） 大変やと思います。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） ちょっとやり方の話をお伺いしたいんですけど、結局家計  
が急変したという世帯っていうのは、申請制っていうことなんで、一応これは全世帯  
に送るんでしょうか、この案内をですね。申請書の案内を送るのでしょうかっていう  
ことで1点。それと、どのようにそれを広報していくのかっていうことが2点。それ



から、世帯主が変更、世帯主が亡くなられたとかとって、お子さんがその世帯主になった場合、これはどういうふうに案内するのか、支給方法の②にちょっと書いてあると思うんですけど、その3点。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） ご質問のありました申請書につきましては、広報とかホームページで、町広報ですね、町広報とかホームページで周知するというご願ひでしょうかとは思っております。それで、基準日以降にもし世帯主が亡くなられた人の場合ですけど、確認書をお送りして、その確認書の返送を申請を行わずに亡くなられた場合には、世帯主以外の世帯人がいる場合には、その世帯人のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受け取るということになります。単身世帯の場合でしたら、世帯全体がなくなってしまうため、給付されないということです。確認書の返送を申請を行った後に亡くなられた場合につきましては、世帯主に給付が行われまして、他の相続財産とともに相続の対象となるということでございます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 一つ最初のほうの、通知書っていうか、案内書っていうのは、全世帯に送るんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 確認書のことでしょうか。確認書は非課税世帯だけお送りするような形にはなりません。

○2番（相原喜久男君） 家計が急変したっていうところは、もうホームページだけに、広報とかホームページとかそれだけなんですか。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今のところはホームページ、町広報による広報ということを考えております。

○議長（美馬友子君） 今の関連で。ホームページは難しいんじゃないかなって考えられると思うんだけどなあ。いや、福祉課だったら、民生委員さんとか社協にお願いしてってところまで気を配っていただいとると思うんやけど、このあたりって一番、そういう人は一番困つとる人なんちゃうんかなと思うんやけどなあ。そこ何か

ええ案があったらええのにとおもいますけど。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） その点は、広報等でも詳しく周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 今の点で、課長、周知方法の分で、福祉課の部分が、議長が言われたように、民生委員さんをお願いするっていうことで、809世帯に関しては共通した世帯なんで、そこは課を隔てなく、何かしらの協力を住民課のほうからお願いしていくっていうんでいいと思うんですけど、そういった答弁でいいと思うんですけど、何でそれが言えんのが分からんのじゃけど、住民課長、どんなんですか。

○議長（美馬友子君） 809人はいけるで、あとの転入した20人と、あと19人予測されるかなっていう部分を、どんなふう支援、ほんまに支援が要るけんこの給付は要るんじゃって思うんやけど、その支援策がどんなんだろうなあって。まあ言うたら、こんだけ人件費かけとんだったら、その人が回れるときは外へ出ていくとか、いろんな方法があると思うんやけど、その点をもうちよっと手厚くしていただけたらなあって思います。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 役場内の、例えばそういった生活困窮者の相談窓口の方にもご協力をいただいて、そういった対象になると思われるような方につきまして、周知をいただくというようなことも効果的かなとは考えてます。

○議長（美馬友子君） いろんな方法で声かけとかあると思う。多分支援が要るような世帯の方が多いと思われるんで、高齢者世帯と思うんで、やっぱり紙面とかホームページは難しいと思うんで、声かけは大事ではないかなと思う。その点よろしく願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

補正です。もう一つのありますけど、もう一つのほうはいいですか。第一読会なんです。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） ちょっと今の関係で。福祉灯油のほうは、社協とか民生委

員の協力を得てっていったら、このときに一緒に先ほどのやつもヒアリングしたら、まあ課が違うんで別々でやるんだっていうんでなしに、協力してやったらどうかなと思うんですけど、民生委員とか社協に協力を得るっていうなことはどうですか、住民課長。

○議長（美馬友子君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） ご提案をありがとうございます。課内でも協議をしてみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） 何度も言いますが、福祉課が809人は必ずできる、福祉課はそれ以上のことはしないんで、それ以上のことを支援しようっていう住民課は、もうちょっと手当てが欲しいかなって私は思いますけど。せっかくここまで議案を提案されとんで、ここのプラスアルファの部分を大事に、住民の方を大事にしてほしいなと思います。

ほかにないですか。

ほんなら、福祉課のほうは質疑、行けますか。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 子育て世帯は、対象者で公務員ってあったんですが……。

○議長（美馬友子君） それこれから行くけん。

それでは、補正のほうは質疑がないようなんで、続いて報告第1号について質疑はありませんか。

瀬戸議員からどうぞ。

はい。

○3番（瀬戸直一君） 公務員って書いとんやけど、対象公務員さんってどんな、どいう人が対象なんですか。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） ゼロ歳から18歳のお子様をお持ちの公務員というところで、令和2年度にコロナ関連の臨時給付金を行っております。そちらの情報を基に、今回公務員の方には勸奨通知のほうをさせていただいております。しかし、その間に退職をされたり、また新たに公務員になられた方がおいでだと思いますので、そういった方は申請をしていただくということになります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） その対象の公務員の内容を聞いたのではないんで。40人、公務員っていうけど、この40人の地方公務員も県の職員も皆こうせいよっていう話かな。

はい。

○福祉課長（木村美枝君） そうです。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 児童手当支給の部分で、令和3年内に振り込まれた世帯以外で、申請による給付について漏れなく支給されたのかどうか。また、もし申請がなかったところへの対応、現状はどうなってるかとか、もしあれば教えてください。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 令和3年度の9月の児童手当の支給対象者につきまして405名、こちらはもう全員に支給でございます。その他高校生世帯につきましては、勧奨通知のほうを送っております、あとその申請が来ていないという方につきまして、高校生世帯が3世帯、そして公務員の世帯が2世帯という方が依然未申請ということで、そういった方に、今、担当のほうで個別に電話等で連絡を行っているというところでございます。

○7番（松田貴志君） それと、新聞等でも掲載されてましたが、所得制限に係る方への対応で、国の特別交付税の措置対象ということが後に分かったっていうことで、勝浦町のそれに対する対応と、ちょうど昨日かな、一昨日かな、それもちょうど国会の答弁で、何か基準日以降に、多少は少ないと思うんですけどね、離婚された方への対応に関しても、2月1日基準で支払いする旨の担当大臣の答弁があったと思うんですけど、その点について2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 勝浦町につきましても、国のほうの方針に基づきまして、今後準備を進めていくとしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 具体的な数を聞いてもいいですか、これに、所得制限をされ

とったとか。

○福祉課長（木村美枝君） 所得オーバーの対象にならない方っていうのも、勝浦町にもおいでます。そういった方、そして9月30日以降に離婚、または別居、生活の実態っていうもので、本当に看護している方にお金が行き渡らないっていうところは、今後町としましても支給のほうで考えていきます。

○7番（松田貴志君） ということは、新たに中身を決め次第、また周知、案内等も行われるということですね。

○福祉課長（木村美枝君） はい、そうです。

○議長（美馬友子君） 補正で出てくるっていうことですね。

はい。

○福祉課長（木村美枝君） その予算については、今ちょっと担当のほうは県、国のほうに確認をしまして、どの予算を使うのかっていうあたりを確認しておりますが、準備は進めております。

○議長（美馬友子君） ほかに。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 今回の支給で所得制限があるということで、県内、それから全国では一律に支給するっていうな町村もあると思うんですけど、町としてはそういう考えはないのかっていうのが1点。それから、2点目が……。

○議長（美馬友子君） それが今の。

○2番（相原喜久男君） それが今のですか。

○議長（美馬友子君） はいはい。

○2番（相原喜久男君） じゃあ、いいです。それで、一応事業費としてトータルを608人で、実績的にはあと5人ぐらい残って、60人ぐらい計画よりは少なくなるんですけど、まあそれだけ費用がかからないかなあと思うんですけど。ちょっと計画よりは実績は少ないかなあ、まあその認識。それと、5万円から10万円にしたときに、新たな費用が発生、この計画では発生はなかったように見えるんですけど、その2点お願いします。

○議長（美馬友子君） 木村福祉課長。

○福祉課長（木村美枝君） 当初、492名っていうあたりは、実人数ではございませ

んでして、国のほうの算定基準に基づいてしておりますので、若干多めの人数となっております。それから、新たな予算でございますが、それは発生しておりません。5万円が10万円で、一括給付になったというところで、発生はしておりません。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） それでは、お諮りします。

議案第1号及び報告第1号を第二読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。本件は第二読会に付することに決定いたします。

議案第1号及び報告第1号を一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号及び報告第1号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

議案第1号及び報告第1号について討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）についてと報告第1号、専決処分の報告及びその承認については原案のとおり可決、承認することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第6、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、これにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に野上武典町長を指名いたします。

お諮りします。

ただいま私が指名いたしました野上武典町長を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました野上武典町長が、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

野上町長が議場におられます。会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

野上武典町長。

野上町長。

○町長(野上武典君) ただいま議長によりましてご指名をいただきまして、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出されました。今後ますます団塊の世代等の高齢化により、この後期高齢者医療というのは増加していくものと思っております。大変な運営が強いられる中、この県下一円の広域連合が滞りなく運営できるように努めてまいりたいと思っておりますので、また議員各位におかれましても、事あるごとにご意見、ご指導をお願いしたらと思っております。努めてまいります、頑張っておりますので、どうかよろしく申し上げます。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。



以上で2月会議の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午前10時47分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員